主

原判決を破棄する。 被告人を懲役六月に処する。

原審並びに当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする、

被告人の本件控訴を棄却する。

理 由

検察官の本件控訴趣意は新潟地方検察庁三条支部検察官検事吉積春雄作成名義の 控訴趣意書記載のとおりであり又被告人の控訴趣意は弁護人浅見隆平作成名義の控 訴趣意書記載のとおりであるから夫々これを引用し、これに対し当裁判所は次のよ うに判断する。

弁護人の論旨第一、二点について

同論旨第三点について

記録に徴すると原判示Aは被告人より無切符の申告を受けたのでその乗車駅を尋ねたところ或は長岡駅といい或は三条駅というので右両駅に照会したが被告人のい分を裏付ける回答がなかつたので、右Aは規定従い職務上被告人に対し始発駅ある上野駅からの料金を請求したのに対し被告人は矢庭に右Aに対し原則示暴行を加えたものであることが認められ、右Aの被告人に対する態度に所論のような不都合の点あるを見ない。なお当時被告人が多少酒気を帯びていたことは否定し得ない、これがため精神に障礙を来たし心神喪失乃至心神耗弱状態あつたものとは記録上到底認めることができない。その他記録を精査するも被告人に対し本件犯罪の不成立乃至刑の減軽を認むべき事由は存しない。論旨はいずれも採用することがない。以上説示するとおり弁護人の論旨第一乃至第三点はすべて理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条に則り被告人の本件控訴を棄却することとする。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 工藤慎吉 判事 渡辺辰吉)